

総務市民委員会 会議録

日 時 令和6年2月27日（火曜日）

午前10時開会 午後1時35分閉会

場 所 第3委員会室

日 程

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 協議事項
 - (1) 消防本部関係
 - (2) 市長公室関係
 - (3) 総務部関係
 - (4) 市民生活部関係
- 4 閉 会

出席委員（8名）

委員長	奥谷	崇
副委員長	目黒	英一
委 員	古沢	喜幸
委 員	篠塚	昌毅
委 員	小坂	博
委 員	滝田	賢治
委 員	菅井	歩美
委 員	柳澤	健二

説明のため出席した者（19名）

市長公室長	船沢	一郎
総務部長	塚本	哲生
市民生活部長	真家	達成
消防長	檜山	保明
消防次長	本橋	一夫
政策企画課長	佐々木	啓
行革デジタル推進課長	元川	宏
総務課長	細野	賢司
人事課長	塚本	浩幸
納税課長	北島	康雄

市民活動課長	佐野	善則
人権推進課長	福原	守
生活安全課長	中山	悟
市民課長	羽成	信明
環境保全課長	日高	寿志
環境衛生課長	羽成	健之
消防総務課長	磯山	公奉
予防課長	比氣	武行
警防救急課長	堀本	良博

事務局職員出席者

主 査 津久井 麻美子

傍聴者（0名）

○奥谷委員長 おはようございます。ただ今から総務市民委員会を開会いたします。本日は事前の委員会でありますので、本会議に上程される案件についての詳しい質疑は、基本的に定例会中の本委員会で行うことにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「はい」という声あり）

○奥谷委員長 それでは、そのように御協力をお願いいたします。早速、消防本部の案件について協議を行います。サイドブックスは、総務市民委員会、令和6年2月27日開催のフォルダを御準備ください。消防本部資料に基づきまして、令和6年度土浦市一般会計予算（案）主要事業について、資料①ア常備消防車両更新事業について、執行部より説明を願います。

○磯山消防総務課長 それでは、常備消防車両更新事業について、御説明いたします。予算額は8,169万7,000円でございます。財源内容としましては、国庫補助金2,012万8,000円。これは、防衛省を補助活用しまして、補助額は補助基準額の3分の2でございます。地方債4,470万円、一般財源1,686万9,000円にて更新事業を行いますので、よろしくをお願いいたします。事業の目的は、長年の使用により性能が劣化した消防車両において、更新基準に達している消防車両を計画的に更新することにより、消防力の維持・強化を図るものでございます。事業の概要につきましては、消防車両更新計画に基づき消防ポンプ自動車、救急車の整備を実施してまいりました。令和5年度は、神立消防署配置化学消防ポンプ自動車と荒川沖消防署配置高規格救急自動車を、総務省消防庁補助を活用し更新いたしました。2月上旬に契約業者の製作している工場において、中間検査が終了し、仕様書どおり作成されており、3月中には納品予定でございます。令和6年度は、荒川沖消防署配置水槽付き消防ポンプ自動車Ⅱ型（17年経過）の更新を、防衛省補助を活用し、更新するとともに、新治消防署配置査察広報車（26年経過）を市単独事業として更新配置いたします。車両購入費につきましては、2台分で8,144万円でございます。そのほかといたしましては、購入車両の中間検査時の旅費、自動車リサイクル料、保険料、車両登録時に係る自動車重量税でございます。以上で、消防総務課からの説明は終わります。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問がございますでしょうか。

○古沢委員 それぞれの金額はいくらなんですか。

○磯山消防総務課長 水槽付き消防ポンプ自動車Ⅱ型が約7,500万円、査察広報車が650万円でございます。

○奥谷委員長 ほかに御質問はございませんか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 つぎに、資料①イ警防救急事業について、説明をお願いします。

○堀本警防救急課長 警防救急課です。資料①イ警防救急事業について、御説明いたします。警防救急事業につきましては、俯瞰的視点からの情報収集に有効でありますドローンを導入し、災害現場で活用することにより、大規模災害及び常時発生する災害等におきまして、捜索活動、被害状況の把握に役立て、市民の安心安全を守ってまいります。事業の概要につきましては、これまで水難救助現場では、初動の活動としてボート等で

検索活動を実施しておりましたが、ドローンを導入することで、ボート等に先行して、迅速かつ安全に検索活動を行うことが可能となりますことで、被害の軽減が期待されます。また、これまで困難でありました土砂災害等の危険個所の把握等も可能となり、災害の事前対策としての活用も期待されております。事業費につきましては、69万6,000円で、令和6年度早々に機体の購入、パイロットの養成、習熟訓練を経て、早期の運用を目指してまいります。警防救急事業の御説明は、以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問がございますでしょうか。

○柳澤委員 こちらのドローンの整備という項目の内訳を教えてくださいませんか。ドローンの台数ですとか、養成費、資格取得の費用ですとか。

○堀本警防救急課長 新年度にドローンを1機購入いたします。そのほか、パイロット養成といたしまして、1名を講習に参加させます。ドローン本体でございますが、約43万円程度でございます。講習の費用が26万円程度でございます。

○小坂委員 これは、燃料は電気で動くんですね。それと、例えばこれ1回の飛ぶ時間はどのぐらいなのかとか、そういう細かい話もいいですか、聞いても。

○堀本警防救急課長 1回のバッテリーが持つ時間ですが、約40分程度でございます。3個購入予定でございます。燃料については、バッテリーでございます。

○奥谷委員長 ほかに御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料①ウ救急資器材整備事業について、説明をお願いします。

○堀本警防救急課長 救助資器材整備事業につきましては、複雑多様化する災害に対応するため、救助資器材の更新整備を行うものでございます。新年度の事業内容につきましては、救助用胴長靴を各消防署へ配備し、土砂風水害災害現場での使用、また大規模災害に限らず大雨による道路冠水等にも対応してまいります。今回購入いたします救助用胴長靴につきましては、事業費37万円で、踏み抜き防止構造を備えており、令和3年7月に発生しました静岡県熱海市の土砂災害現場におきましても、多くの消防本部で使用されております。救助資器材整備事業の御説明は、以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問がございますでしょうか。

○古沢委員 胴長靴は1個じゃないでしょう。

○堀本警防救急課長 新年度に12着を購入予定でございます。

○奥谷委員長 ほかに御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料①エ救急資器材の整備事業について、説明をお願いします。

○堀本警防救急課長 救急資器材整備事業につきましては、感染症の危険を伴う救急活動に対し、計画的に資器材を備蓄し、常に対応可能な状態を維持することを目的としております。これまでの経緯につきましては、新型コロナウイルス感染症の流行時に資器材の流通が滞った際にも、備蓄品を使用することで、迅速に対応することができました。新年度の事業につきましては、事業費90万5,000円、中段の箱に記載されております感染防止資器材の備蓄量の約5分の1を購入し、必要な量を維持してまいります。

救急資器材整備事業の御説明は、以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料②土浦市手数料条例の一部改正(案)について、説明をお願いします。

○比企予防課長 土浦市手数料条例の一部改正(案)について、御説明させていただきます。資料②の1ページ、土浦市手数料条例の一部改正(案)をお開き下さい。今回の改正ですが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定められる手数料の標準額については、地方分権推進計画に基づき、定期的に見直しが行われており、今般、手数料の標準額の見直しにより改正が行われ、それに伴い、土浦市手数料条例の別表9の一部を改正するものでございます。この改正は、土浦市手数料条例に定められております危険物関係消防手数料別表9中の屋外タンクの浮き屋根式及び浮き蓋付の手数料の改定及び文言の整理を行うものでございます。2ページを御覧ください。こちらに浮き屋根式及び浮き蓋付の特定屋外タンク貯蔵所のイメージ写真を掲載しております。屋外タンクの浮き屋根式や浮き蓋付とは、屋外に液体の危険物(原油、ガソリンなど)を貯蔵するための円柱状の屋外タンクで、油の揮発損失を極力抑制するために、上部に屋根や天板を設けたものでございます。3ページに危険物関係消防手数料別表9の金額の改正内容を掲載しておりますので、御確認ください。施行日につきましては、令和6年4月1日から施行いたします。詳細については、4ページ、5ページに改正案文、6ページから30ページに新旧対照表を添付してございますので御確認ください。土浦市手数料条例一部改正(案)についての御説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○篠塚委員 土浦市で該当する施設というのは、幾つぐらいあるんですしたっけ。前にも説明を受けたような気がするのですが。

○比企予防課長 該当する施設ですが、土浦市にはございませんで、県内では、茨城県内にまず浮き屋根式の施設が、81施設ございます。内訳としまして、鹿嶋市に79施設、日立市に2施設ございます。浮き蓋付きの施設については、県内に16施設ございまして、全て鹿嶋市にございます。以上でございます。

○奥谷委員長 ほかに御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料③土浦市消防団員等公務災害補償条例の一部改正(案)について説明をお願いします。

○堀本警防救急課長 土浦市消防団員等公務災害補償条例の一部改正(案)について、御説明いたします。1の改正理由につきましては、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律により、一般職の職員の給与に関する法律が改定されることに伴い、土浦市消防団員等公務災害補償条例が準拠する非常勤消防団員等にかかる損害補償の基準を定める政令で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額について、所要の改正が行われますことから、本条例を改正するものでござい

す。2の改正概要につきましては、条例第5条第2項第1号、別表関係に記載のとおりでございます。別表内の括弧うち書きの数字が現行の補償基礎額で、左側に記載されているものが、改正後の補償基礎額でございます。3の事案例につきましては、本市でございました公務災害補償事案で、御説明いたします。分団長歴7年の団員が、訓練中に負傷し、22日間休業したものです。なお、団員の扶養親族は、配偶者及びお子様二人でございます。本事案で補償基礎額がかかりますのは、休業補償と休業援護金が該当となります。黒括弧の改正前の補償基礎額で算出した場合、休業補償費は15万4,704円と休業援護金5万1,568円を合算した額、20万6,272円が支給額となります。つぎに、黒括弧の改正後の補償基礎額で算出した場合につきましては、(1)の休業補償費は15万6,420円となります。補償基礎額につきましては、別表を御覧いただきまして、左側、階級の欄3段目に記載の本部員、分団長及び副分団長に該当し、また分団長としての勤務年数が10年未満でございますので、補償基礎額は1万800円となります。(1)にお戻りいただきまして、補償基礎額1万800円に、配偶者と子二人の扶養親族加算額1,050円が加算され、1万1,850円になります。この金額に1日につき補償基礎額の100分の60に相当する額を支給すると定められておりますことから、60パーセントの7,110円に休業日数の22日に乗じた額15万6,420円が休業補償費となります。つぎに、(2)休業援護金は5万2,140円となります。同様に、補償基礎額に扶養親族加算額を加算しました1万1,850円に1日につき補償基礎額の100分の20に相当する額を支給すると定められておりますことから、20パーセントの2,370円に休業日数の22日に乗じた額5万2,140円が休業援護金となります。改正後の休業補償費15万6,420円と休業援護金5万2,140円を合算しまして20万8,560円となります。改正後の補償基礎額で算出した場合、2,288円の増額となります。なお、今回の場合、医療機関に支払った医療費につきましては、療養補償費として実費分が支払われておりますが、こちらに関しましては、補償基礎額が関わっておりませんので、御説明を省かせていただきました。2ページから3ページに案文、4ページから9ページまでが、新旧対照表となり、文言の整理等を行っております。4の施行日につきましては、令和6年4月1日からでございます。土浦市消防団員等公務災害補償条例の一部改正(案)の御説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、報告事項に移ります。資料④公用車交通事故に係る和解について、説明をお願いします。

○磯山消防総務課長 公用車の交通事故に係る和解について、御説明いたします。発生日時は令和5年11月9日木曜日午前7時15分頃、板谷六丁目地内PA連携救急事案中において発生した物損事故でございます。発生場所は土浦市板谷六丁目557番地関東プリマミート販売(株)の北側の道路でございます。事故概要につきましては、事故発生場所付近において、救急事案6時45分入電、急病人・CPA(意識無・呼吸無・脈

拍無)のキーワードがあった場合、ポンプと救急の連携による出場となります。神立署配置救急車と化学車が同時出場いたしました。傷病者宅は、関東プリマミート販売(株)北側道路からさらに北へ向かう路地を北側に進入した一般住宅で、出場車両は6時53分に現場到着、関東プリマミート販売(株)北側市道に停車し、救急活動を開始いたしました。神立化学隊と同時に出場していた救急隊により、傷病者を自宅から救急車に收容し、土浦協同病院へ傷病者を搬送するため、救急車の方向転換をする必要がありました。神立救急車後部に停車していた神立化学車を前方に停車中の救急車の前に移動する必要があり、関東プリマミート販売(株)の入口付近に化学車を移動中、入口路肩に化学車を寄せようとしたところ、フェンス基礎のブロックに車両左側面下部が接触し、フェンス基礎のブロックを破損させた物損事故でございます。当物損事故につきましては、救急事案に影響を及ぼす事故ではございませんでした。また、当事故該当車両は、今年度車両更新がございますので、化学車左側面についた傷につきましては、走行・使用に支障がございませんので、修理を行ってございません。過失割合につきましては、市側100パーセント、相手側0パーセントです。和解概要につきましては、土浦市は相手側に対し、損害賠償金82,500円を支払い、令和5年12月7日に和解いたしました。消防総務課からは以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料⑤土浦市新消防署庁舎整備基本構想について説明をお願いいたします。

○磯山消防総務課長 土浦市新消防署庁舎整備基本構想について、御説明いたします。

1 南分署・荒川沖消防署の現状と課題。(1) 南分署①建物の老朽化及び車庫の雨漏り等不具合が発生しております。②庁舎及び敷地が狭いため適正な増員・配置が不可能で、訓練施設、来客者駐車場も確保できません。③救急車と消防車を乗り換えて運用しております。④女性消防職員用施設が未整備であります。(2) 荒川沖消防署①建物の老朽化及び消防車両の大型化により、出動動線が狭隘化しています。②周辺の市街化が進み、放水訓練や救助活動訓練等が困難になってきました。③救急車と消防車を乗り換えて運用しております。④女性消防職員用施設が未整備でございます。(3) 庁舎移転と建て替えの必要性について。両庁舎共に老朽化が進み、敷地が狭隘であるため建て替えが難しい南分署と、交通事情等に課題を抱える荒川沖署を集約し、新たな敷地に防災拠点となる新庁舎を建設することが効果的であると判断いたしました。2 新消防署庁舎に求められる機能。(1) 庁舎設備①消防車両の格納・円滑な入出庫のため適正な規模の車庫スペースを確保します。②隊員の迅速な出動態勢を確保する各種配置や動線を確保します。③緊急消防援助隊や広域応援受援体制の配備に必要な施設、設備を整えます。④災害用備蓄設備として自家給油所、非常用発電機や井戸等の設備を整えます。(2) 訓練場①火災を想定した訓練や救助技術訓練が可能となる訓練棟を設けます。②救命率向上のための救急資機材取扱訓練等が可能な訓練スペースを設けます。③大規模災害や特殊災害を想定した各機関と連携訓練が可能な広さを確保します。(3) 市民防災啓発用設備①市民

向けの研修会や各種講習会を行うための、多目的スペースを確保します。②市民参加型の消火訓練、避難訓練が可能な設備を設けます。(4) 情報発信拠点機能①現場活動隊の支援情報などの収集および発信が可能となる設備を整備します。(5) その他①省エネルギー性能の高い器材を導入し、環境保護に優れた庁舎にします。②空気ボンベ充てん施設、ホース洗浄乾燥設備などのバックアップ機能を整備します。3. 新消防署庁舎整備の基本的な考え方。基本方針をS A F Eといたしました。Sは災害に強く持続可能な庁舎、サステナブル。Aは活気のある庁舎、アクティビリティ。Fは機能性を追求した庁舎、ファンクショナリティ。Eは経済的な庁舎、エコノミカル。4. 土浦市消防署庁舎整備検討委員会検討結果について。令和5年度は、土浦市消防署庁舎整備検討委員会（有識者による検討委員会）を設置し、消防署の適正配置や運用効果の分析結果を基に整備方法について検討を重ねました。その結果、南分署と荒川沖消防署を集約した4署体制の構築が望ましいとされました。また、新たな消防庁舎の候補地はそれぞれの消防署の中間付近が適正と判断された。5. 新消防署庁舎の今後の進め方。令和6年度以降、基本計画の策定、土地の調査及び土地の購入を進めることとし、事業スケジュールについては、今後策定する基本計画をもって具体化を図っていきたいと思います。以上で、土浦市新消防署庁舎整備基本構想（概要版）の説明を終わります。なお、土浦市新消防署庁舎整備基本構想につきましては、サイドブックス資料・その他資料・計画プラン・消防本部のフォルダに登載してございますので、よろしくお願いいたします。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○小坂委員 これは、いつ頃予定というか、予定は未定ですけど、どのぐらいで考えているのか、よろしくお願いします。

○磯山消防総務課長 現在の段階では、はっきりとは申し上げられないのですが、基本計画を策定すると同時に、大体の予定を明示したいと考えております。以上でございます。

○小坂委員 具体的な庁舎の完成時期含め、まだ表に出ないんですけど。

○檜山消防長 私どもでも、当初、令和9年度を目指すという計画もございましたが、住宅営繕課との協議を行った結果、なかなか工程が。まず、土地の購入が未定だということで、なかなか厳しいスケジュールということも伺っていますので、ちょっと時期に関しては、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

○古沢委員 土地のおおよその面積というのは、大体想定しているんですか。

○檜山消防長 大体、こちらの規模は6,000から7,000平米と考えているのですが、こちらに関しても、所有者との交渉の中で、変化するものと思っていますので、まだ面積についても。

○古沢委員 要するに、その土地を求めたい場所というのは、荒川沖木田余線沿い。

○檜山消防長 先ほど磯山総務課長が申した基本構想の中には、大体、南分署と荒川沖消防署の中間地点ということで、エリアが定めております。そういった中で、幹線道路に面している所を選定していきたいと考えているところでございます。

○奥谷委員長 ほかに御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 資料⑥令和5年中災害概要について、説明をお願いします。

○堀本警防救急課長 令和5年中、災害概要について、御説明をいたします。火災につきましては、令和5年中の火災件数は58件で、令和4年中と比較いたしまして、15件34.9パーセント増加いたしました。火災種別の内訳につきましては、建物火災が32件、その他の火災が23件、車両火災が3件でございます。令和4年中との比較、増減率は記載のとおりでございます。また、火災による死者数は2人、負傷者は10人となっております。つづきまして、救急出動件数について、御説明いたします。出動件数は、令和5年中が9,060件で、令和4年中と比較いたしまして、609件7.2パーセント増加、搬送人員は8,045人で、令和4年中と比較いたしまして、515人6.8パーセント増加いたしました。救急出動件数、搬送人員ともに、本市の過去最高値となっており、全国的に増加傾向が続いております。急病人等の事故種別につきましては、記載のとおりでございます。つづきまして、救助出動件数について、御説明いたします。令和5年中の出動件数は153件で、令和4年中と比較いたしまして26件20.5パーセント増加いたしました。救助人員は62人で、令和4年中と比較いたしまして、3人4.6パーセント減少いたしました。交通事故等の事故種別は、記載のとおりでございます。令和5年中災害概要の御説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○小坂委員 必要がない人が救急車を呼んじゃうよっていう話が一方であって、ただこの中で、急病人が実際はかなり増えているっていうことは、これは若干年齢とかそういうのがあるのかなと。それと、その他というのがどういう意味なのか、その辺の御説明をお願いします。

○堀本警防救急課長 急病人が506件増加しましたということで、件数的に内容を確認したのですが、やはり7月、8月の夏の暑い時期でございました。それで熱中症にはならないのですが、やはり暑さで体に不調を起こした方の搬送が多かったというような、推測ではございますが、そういうふうなもので考えてございます。その他については、これは災害現場に行って傷病者がいなかったりとか、そういったものがその他でございます。

○篠塚委員 出動件数が9,000、搬送が8,000というのは、1,000人近く搬送しないで、その場で処置ができたのと、救急車を呼ぶ必要がなかったのかとあるんですが、分かれば教えていただけますか。

○堀本警防救急課長 令和4年中の資料で御説明をさせていただきます。

○奥谷委員長 令和5年のデータというのは、いつ頃まとまりそうですか。

○堀本警防救急課長 6月議会の終わりの時には、提示させていただきます。

○奥谷委員長 確認ですけど、令和5年中というのは、1月から12月ということでしょうか、年度ではなくて。

○堀本警防救急課長 はい。

○奥谷委員長 今、令和4年中の数字は分かりますか。もし、分からなければ、本委員

会の時でも結構かと思いますが。

○篠塚委員 本委員会の時で結構ですので。知りたかったのは、その場で処置ができて、何事もなかったらいいんですけども、今よく言われている何も関係ないのに呼んだという例がどのくらいあるのかと。一部の市では有料化という話も出たりしますので、今後そういう対策もうっていかねばいけないのかなと思って、お伺いしたので、この次の委員会で結構ですので、よろしくお願いします。

○奥谷委員長 そのほか、御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 そのほか、消防本部からございますでしょうか。

○檜山消防長 先ほど御説明した新消防庁舎の整備基本計画につきましては、開会日の全員協議会でも、改めて御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○奥谷委員長 委員の皆様から執行部に何かございますでしょうか。

○篠塚委員 今、緊急搬送時とかに、交差点での事故が結構目立ってきたんですけども、もう対策としては、土浦の消防本部では、マイクでですね、御協力ありがとうございましたとか、通りますっていう発声をしてから通過していると思うんですが、今、音量を上げて車乗っている方とかイヤホンをしている方とか、いろいろいてですね、やっぱり交差点の侵入の事故というのは今後増えていく可能性があるんで、その対策というのは非常に難しいかと思うんですが、信号のところに、救急が通る時に何かメッセージが出るとか、そういう対策を国のほうになるんですかね、要望していかなきゃいけないと思いますが、その辺のヒヤリハットしたとか、そういう例を消防署内で皆さんで研修したり、要望したりしていくようなことがありましたら教えていただけますか。

○堀本警防救急課長 昨年でございますが、これは救急車じゃなくて消防車が交差点で事故を起こしまして、そのドライブレコーダーを職員に見せまして、どこが安全管理が足りなかったのかとか、そういったことを研修してございます。やはりドライブレコーダーで見ますと、隊長がやはり、ちゃんと指示しなかったとか、やはりその前の信号でも一時停止っていうか、安全を確認しないで、交差点に入っていたと。次の交差点でやっぱり事故を起こしたと。やっぱりそういったことがよく見えたので、そういった所を研修でまた引き続き行って、事故防止に努めていきたいと思ってございます。

○篠塚委員 消防署でできる対策というのは限られてしまうこともあると思うので、委員会としてですね、県の公安委員会になるのかな、そういう所にも緊急車両が通過する交差点の問題ということで、提起することも話し合ったほうがよろしいかと思うので、今後の議題としてよろしくお願いします。

○奥谷委員長 では、その辺りは、県、警察の所管かなというふうに思いますので、機会を見て、また委員会として議論したいというふうに思います。そのほか、委員の皆さんからございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 それではないので、消防本部の皆様は退席していただいて結構でございます。ありがとうございました。

(消防本部退席)

(市長公室入室)

○奥谷委員長 それでは、引き続き、市長公室の案件について協議を行います。市長公室資料に基づきまして、令和6年度土浦市一般会計予算（案）主要事業について、資料①ア土浦市まちひとしごと創生総合戦略策定事業について執行部より説明をお願いします。

○佐々木政策企画課長 政策企画課でございます。令和6年度予算（案）の政策企画課における主要事業につきまして、御説明をさせていただきます。サイドブックは、資料①ア令和6年度予算（案）について（土浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業）をお開き願います。中ほどの箱、事業の概要を御覧いただきまして、現在、本市では、令和2年3月に策定いたしました人口ビジョンと総合戦略に基づき、人口減少の克服及び地方創生に資する様々な取組を推進しているところでございます。そのような中、その下のポツ二つを御覧いただき、改めて、様々な方々から御意見をいただきながら、2070年度を目標年度とした人口ビジョンを策定した上で、令和7年度からの5年間を計画期間とする第3期総合戦略を策定するための委員報償費や策定委託料などを計上するものでございます。説明につきましては、以上となります。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料①イ水郷筑波サイクリング環境整備事業について、説明をお願いします。

○佐々木政策企画課長 資料①イ令和6年度予算（案）について（水郷筑波サイクリング環境整備事業）をお開き願います。来年度のサイクリング事業でございますが、中ほどの今年度事業内容の箱を御覧いただきまして、こちらの事業につきましては、政策企画課のほか、商工観光課、都市計画課の事業も含まれておりますが、私のほうで、一括して御説明をさせていただきます。新規事業を中心に御説明させていただきますと、まず、右側の箱の一番上、令和6年度までの計画となっている土浦市自転車のまちづくり構想の第2期を策定するための委託料でございます。また、その下の箱で、国内外のサイクリストの利便性向上を図るために、多言語対応のポータルサイトを構築するための委託料や、下から二つ目の箱を御覧いただき、合わせて、多言語対応の案内標識を設置するための工事請負費などの計上でございます。説明につきましては、以上となります。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○小坂委員 この事業の中で自転車ですね、いわゆるイベント、一般の人とかいろいろな人が参加できるイベントというのは、どれとどれかなというふうに知りたいんですけど、すいません。

○佐々木政策企画課長 イベントにつきましては、この中ですね、左側下から二つ目にサイクリングイベントの開催ということで、186万ほど入ってございます。これは商工観光課のほうのメインの事業でございますけども、まず一番大きいところで、今年度も実施してございますが、ライドアラウンドと言いまして、行方市、かすみがうら市、潮来市、土浦市の4市で、チェックポイントを設けまして、そのチェックポイントに行

ったら得点をもらって、さらに、その例えば飲食店であれば食べ物ですか、ミッションスポットというのを設けて、最終的にその期間内の点数を競うというそういったイベントがまずメインのイベントでございます。そのほか、プレイアトレさんにいろいろお願いしますが、苺狩り散走ですとか、あと今年度であれば筑波山ヒルクライム散走、あと土浦花めぐり散走などというのもやったところでございますけども、そういったイベントに加えて、この辺ならではのジオツアーなんていうのも商工観光課のほうでは実施しておりまして、こういったものがメインになるところでございます。以上でございます。

○小坂委員 そうすると、サイクルーズはこういうイベントではないってことですかね。

○佐々木政策企画課長 サイクルーズも大体月に1回程度、年間12回ということで実施してございますので、サイクルーズも基本的にはそのイベントに絡めて乗ったり、5月のゴールデンウィークですとか、そういう時も実施してございますけども、半分ぐらいはこのイベントに絡めて運営しているというような状況でございます。以上でございます。

○古沢委員 年間の利用者数は、どのくらいですか。

○佐々木政策企画課長 りんりんロードの利用者数は、茨城県の地方創生関係の交付金のKPIになってございます。年間の利用者数、令和4年度が最新のものとございますけども、りんりんロードの利用者数は12万5,000人という数字が出てございます。以上でございます。

○奥谷委員長 ほかに御質問はございますでしょうか。

(「なし」) という声あり

○奥谷委員長 つぎに、資料①ウ公共施設等再編再配置推進事業について説明をお願いいたします。

○元川行革デジタル推進課長 行革デジタル推進課でございます。資料①ウをお願いいたします。公共施設等再編・再配置推進事業について、説明させていただきます。本事業は、土浦市公共施設等総合管理計画に基づく施設の適正配置、サービス向上、安全性の確保を図るための実行計画として、土浦市公共施設等再編・再配置計画を策定し、当該計画に基づく各種の取組を推進するものでございます。なお、今年度は、対象施設188施設のうち、昨年度に配置方針を定めた10施設を除いた残りの178施設について、サービスの性質等により23の類型に分類し、利用状況やコスト等から検討を行った上で、類型ごとに今後の在り方を示した類型別の方向性（素案）を策定したところでございます。令和6年度の事業内容につきましては、今年度事業内容に記載のとおり、類型別の方向性（素案）を踏まえまして、各地区の施設の利用状況、老朽化状況やコスト等により配置パターンの検討を行い、178施設それぞれの配置方針（素案）を策定するものでございます。予算（案）といたしましては、計画（素案）策定委託料、その他、策定委員会委員報償費等の計上となります。今後の予定でございますが、178施設の配置方針（素案）策定後は、その配置方針を着実に実行するための推進体制や、計画の

基本方針として掲げております施設量・サービス・性能の三つの最適化を推進するための手法について検討の上、令和7年度に土浦市公共施設等再編・再配置計画を改定する予定でございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 つぎに、資料①エ新公共施設予約システム導入事業について説明をお願いします。

○元川行革デジタル推進課長 行革デジタル推進課でございます。資料①エをお願いいたします。新公共施設予約システム導入事業について、説明させていただきます。本事業は、近年のデジタル技術の発展や市民ニーズの多様化に伴い、オンライン完全予約やキャッシュレス決済が可能な、新たな公共施設予約システムの導入により、市民サービスの向上及び業務の効率化を図るものでございます。現行の公共施設予約システムは、平成25年より、公民館やスポーツ施設等23施設に導入、運用しているところでございますが、予約方法や支払方法に関して、さらなる利用者の利便性向上及び業務の効率化が期待できる新たなシステムの導入について検討を行い、現在、公共施設予約システムを導入していない施設から、オンライン予約やキャッシュレス決済のニーズが高いことが想定される施設を選定し、新たなシステムを導入することとなったものでございます。導入する施設につきましては、今年度事業内容に記載の、男女共同参画センター研修室、JCOMフィールド土浦、JCOMスタジアム土浦で、この後の報告事項でも御説明させていただきますが、10月から運用開始したいと考えております。予算（案）といたしましては、当該システムの初期導入費用及びシステム運用費用の計上となっておりますが、本事業の内容がデジタル田園都市国家構想交付金に該当するため、導入年度費用として、それぞれの費用の2分の1が国から支弁される予定でございます。今後の予定でございますが、現行のシステムを導入している施設のうち、オンライン予約やキャッシュレス決済のニーズが高い施設を、順次、新たなシステムに移行していくことにより、より一層の市民サービスの向上を目指してまいりたいと存じます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 つぎに、資料②土浦市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正（案）について説明をお願いします。

○元川行革デジタル推進課長 行革デジタル推進課でございます。資料②をお願いいたします。土浦市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正（案）について、説明させていただきます。本件につきましては、1の改正理由に記載のとおり、国の行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の改正に伴い、同法を根拠法としております本条例を法改正に合わせ

て改めるものでございます。2の改正の概要につきましては、改正法により、マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定が見直され、(情報提供ネットワークシステムを使用して照会・提供を行うことが可能な事務及び特定個人情報の規定した)「法別表第2」が廃止となることに伴い、(1)、(2)に記載のとおり、同表で規定していた用語の定義を追加し、同表からの引用箇所を改めるものです。なお、今般の改正は、廃止となる法別表第2の内容が、主務省令で定められることになるものであり、マイナンバーを利用した照会・提供が可能な事務や特定個人情報の取扱いに変更はございません。3の施行日等でございますが、改正法の施行日に合わせて、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日からの施行とするもので、所管するデジタル庁では、令和6年5月末頃の施行を予定しているとのことでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料③土浦市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正(案)について説明願います。

○元川行革デジタル推進課長 行革デジタル推進課でございます。資料③をお願いいたします。土浦市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正(案)について、説明させていただきます。本条例は、書面等で行うこととされている申請や処分通知等の行政手続きについて、個別条例の規定にかかわらず、オンラインによる手続きを採用可能とするもので、1の改正理由にございますとおり、国において情報通信技術を活用した行政の推進に関する法律が改正されたことに伴い、同法に準拠する本条例を、法改正に合わせて改めるものでございます。2の改正の概要につきましては、改正法により、申請等及び処分通知等のうち、個別法令において、フロッピーディスク等の記録媒体の提出などにより行うこととされている手続きについても、オンラインによることが可能とされたことから、本条例においても、同様の手続きがオンラインで実施できるよう改正するものです。なお、確認した限りでは、現在、本市において、条例の規定によりフロッピーディスク等の記録媒体の提出などにより行うこととされている手続きはございませんでしたが、法令に準拠して改正を行うものでございます。3の施行日につきましては、公布の日からの施行となります。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 私のほうから1点質問ですが、このフロッピーディスクを使って申請をするような具体的な手続きというのはどういったものがあるのか。本市ではないということですが、具体的にどのような手続きが挙げられるのかというのがもし分かれば教えていただけますか。これはUSBとかも含まれるんですか、フロッピーだけではなくて。そういった手続きがどういったものがあるのか。

○元川行革デジタル推進課長 こちらで調べたところ、調理師法施行規則というもので、

調理師の手続きの中で、電磁的記録媒体による提出を求めるような条文ですとか、あるいは狂犬病予防法などでも、書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録媒体を申請の際に提出するような位置付けがございました。以上でございます。

○奥谷委員長 ありがとうございます。つぎに、報告事項に移ります。資料④土浦市行財政集中改革プランの策定について説明願います。

○元川行革デジタル推進課長 行革デジタル推進課でございます。資料④をお願いいたします。今年度、内部会議及び外部委員会に諮りながら策定作業を進めてまいりました土浦市行財政集中改革プランにつきまして、今般、計画策定となりましたので、御報告させていただきます。つきましては、サイドボックスのフォルダ、その他資料、計画・プラン等、市長公室に本計画書及び実行計画のデータを掲載させていただきましたので、後ほど御覧いただきますようお願いいたします。簡単ではございますが、報告は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 つぎに、資料⑤新公共施設予約システムの導入、運用について、説明を願います。

○元川行革デジタル推進課長 行革デジタル推進課でございます。資料⑤をお願いいたします。本事業に関しては、先ほどの令和6年度予算（案）で、資料中にごございます概要、導入施設、新公共施設予約システム運用開始日（予定）、デジタル田園都市国家構想交付金について、既に説明させていただきましたので、こちらの報告では、4のスケジュール（予定）のみ案内させていただきたいと存じます。本事業におきましては、より有用なシステムの導入を目指し、施設所管課の所属長等で構成される選定委員会により、4月下旬にプロポーザル方式で事業者を選定する予定でございます。5月上旬に契約締結、その後、システム構築や施設所管課との連絡調整など、所要の準備作業、及び市民の皆様への周知等を行った上で、10月から運用を開始したいと考えております。予算（案）の説明でも申し上げましたが、今後も、オンライン予約やキャッシュレス決済のニーズが高い施設について、順次、本システムへ移行していくことで、より一層の市民サービスの向上を図ってまいりたいと存じます。報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○古沢委員 DXの推進ってどうですか。

○元川行革デジタル推進課長 様々な方法あるんですけども、例えば内部で申し上げれば、今まで職員が手を動かしていた部分に、デジタルの技術を導入して、職員の負担軽減を図って、浮いたといいますか、それによって生み出された時間で、政策立案とか、市民サービスの向上につながるような取組を進めていく部分、あとは対市民につきましては、今まで書面でやりとりをしていた部分で、今皆さんスマートフォンとかお持ちかと思うんですけども、そこから自宅から手続きとかができるようなものは積極的にそういった手法を導入しまして、市民の皆様の利便性の向上も図っていくということで、

皆さんが暮らしやすい市を目指していくというようなものでございます。以上でございます。

○古沢委員 DXのDはデジタル、エックスは何ですか。

○元川行革デジタル推進課長 トランスフォーメーションということで、このXという文字が使われているものでございます。

○柳澤委員 システム周りの話とは、ずれてしまうのですが、今回、JCOMフィールドスタジアム土浦を対象施設とするということなんですが、このオンラインシステムができましたということで、今やっています、例えば、グラウンド調整会議などがあると思うんですけども、それがなくなるということ、その中の調整会議の項目からこの2施設ですかね、外れるとかそういうわけではないんですか。

○元川行革デジタル推進課長 おっしゃるとおり、施設によってはそういったことで決めている部分もございますので、その辺については先ほども御案内した導入までの準備期間で、これまでそういった方法で使っていただいた方が使えなくならないような方策を検討するような期間も設けておりますので、そちらは所管課と、あとこちらのシステムの事業者とうちのほうがまいりまして、調整し、その上で運用したいと考えてございます。以上でございます。

○奥谷委員長 つぎに、資料⑥土浦市と土浦ケーブルテレビ株式会社との高齢者等のデジタル活用支援に関する連携協定について説明願います。

○元川行革デジタル推進課長 行革デジタル推進課でございます。資料⑥をお願いいたします。土浦市と土浦ケーブルテレビ株式会社との高齢者等のデジタル活用支援に関する連携協定について、報告させていただきます。本件につきましては、本市と土浦ケーブルテレビ株式会社が連携を強化し、高齢者等のデジタル活用支援を推進することを目的として、連携協定を締結するものでございます。同社においては、国のデジタル活用支援推進事業として、本年1月にスマートフォン講座を開催していただいている経緯もあり、本協定の内容といたしましては、資料の3、協定事項に記載の(1)スマートフォン講座の開催、また、現在、実施に向けて、具体的な内容等の検討を行っている(2)に記載のスマートフォン無料貸出し等に関して、相互に連携・協力しながら、高齢者等のデジタル活用支援を推進してまいりたいと存じます。なお、本協定に基づく事業を実施する際には、これまでと同様、改めて御報告させていただきます。本協定の締結につきましては、資料の4締結式の開催にございますとおり、3月22日金曜日に締結式を執り行いたいと考えております。報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○小坂委員 よく分からない所があるんですが、高齢者を相手ということで、スマートフォン講座の開催は分かるんですけど、この無料貸出しというのは、65歳以上の方全員を対象にするなんていう話ではもちろんないのは分かるんですが、一体何をするのか、例えば台数とか、いろいろあると思うんでよろしくお願ひします。

○元川行革デジタル推進課長 こちらは、今やりとりしながら、内容を固めているところでございまして、現時点での案といたしますか、現時点での内容につきましては、今お

っしやったとおり、対象者は本市在住の65歳以上を想定しておりまして、なおかつスマートフォンをお持ちでない方、スマホ教室とかやっている中でも、御夫婦で1台をシェアしていたりとか、あるいは持っていないくて、導入を考えているというお声もございますので、そういった方を対象といたしまして、ある一定期間を設けて、無料で貸出して、その通信費用もケーブルテレビさんのほうに持っていただくような方向で、今進めているようなところでございます。それで、台数はそれほどの台数が、準備できないので、例えば、1か月のお試し期間じゃないですけども、それで毎月何台かをまわして、一人でも多くの方に試しに使っていただけるような機会を設けられればということで、今のところまだ案ではございますが、また決まりましたら、改めて御案内差し上げたいと存じます。以上でございます。

○奥谷委員長 ほかに御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料⑦土浦市公共施設等再編再配置計画に基づく進捗状況等について説明願います。

○元川行革デジタル推進課長 本件につきましては、先ほど令和6年度予算(案)で説明させていただきました土浦市公共施設等再編・再配置推進事業におきまして、今年度は本委員会のほうからは、篠塚委員にも委員になっていただいて、外部会議でございまず土浦市公共施設等再編・再配置計画策定委員会を2回開催し、対象施設に関する検討を行ったほか、計画に基づく各種の取組を進めましたので、その内容について御報告させていただきます。まず、1ページ目の類型別の方向性(素案)の策定でございまず、

(1)に記載のとおり、178施設を、提供するサービスの性質等から23の類型に分類の上、利用状況、コスト、施設の老朽化状況等を踏まえ、それぞれの類型について今後の方向性を示した類型別の方向性(素案)を策定いたしました。具体的な内容につきましては、資料⑦イ土浦市公共施設等再編・再配置計画類型別の方向性(素案)を添付させていただきましたので、後ほど御確認いただきますようお願いいたします。今後は、こちらの類型別の方向性(素案)を踏まえ、地区別での検討等も行いながら、各施設の配置方針を検討してまいります。また、(2)といたしまして、この類型別の方向性(素案)に対して、市民の皆様からの意見・意向を伺うとともに、本市の公共施設の現状と現在の取組について周知を図ることを目的として、①の市民説明会及び②の市民アンケートを資料に記載のとおり実施したいと存じます。アンケートにつきましては、資料⑦ウ市民アンケートの実施についてとして、アンケート調査票を添付させていただきましたので、後ほど御覧ください。つぎに、2の配置方針に基づく具体的な取組方針についてといたしまして、昨年度、配置方針を定めた10施設のうち、具体的な時期や方策等の検討が必要な五つの施設につきまして、内部会議及び外部会議にて検討・協議を行い、今後の取組の方針が決定いたしましたので、その内容について説明させていただきます。まず、2の(1)に記載の4施設につきましては、昨年度に閉館との方針を示したところでございまず、具体的な閉館時期について、現在の建物の状態や利用状況等を踏まえて検討を行い、代替機能の確保はおおむね可能であること、また、市民や利用者への

周知等の期間を考慮し、各施設ともに令和6年度末をもって閉館する方針となりました。資料2ページをお願いいたします。閉館までのスケジュールの記載がございますが、4月に、先ほど御説明いたしました市民説明会において、当該4施設の閉館についても説明、5月に施設利用者への説明会等により、閉館時期や代替機能についての周知・説明を行うとともに、広報紙や施設への掲示等で広く周知を図り、条例を廃止または改正の上、令和6年度末をもって閉館する予定でございます。なお、スケジュールのフローの右側に上大津支所と上大津公民館との複合化の検討との記載がございますが、支所・出張所については、公共施設等総合管理計画において、公民館など、ほかの施設への機能移転や、複合化による施設の統廃合を検討するとの方針を示しており、上大津支所は、昨年度に策定した配置方針で代替機能の確保にも言及しておりますことから、同地区の上大津公民館との複合化について検討してまいります。同公民館の老朽化状況や支所機能の複合化など、喫緊の課題を抱えている状況を鑑み、次年度に策定予定の178施設の配置方針（素案）をもって当該施設の配置方針として先行決定し、令和7年度から設計等に着手したいと考えております。また、各施設の閉館後の取扱いにつきましては、資料中段に記載のとおり、耐震性が十分ではない生涯学習館、勤労青少年ホーム、上大津支所については、安全確保の観点から、現在の建物は活用せず、土地は、市での活用や民間への売却等の方針を検討することとし、青少年の家については、土地が全面借地であるため、施設の解体や原状回復など、借地の返還に向けた検討を行ってまいります。つづきまして、(2)に記載の療育支援センターにつきましては、昨年度策定した配置方針において、現在、保健センターで実施しておりますことばの教室及び早期療育相談との集約化による児童発達支援センターとしての整備を掲げており、内部会議及び外部会議にて検討・協議し、整備する場所の候補地の選定基準や比較項目について整理いたしました。それぞれ資料に記載のとおりですが、今後、こちらの内容を踏まえて、候補地を3か所程度選定し、総合的に判断した上で、本年7月頃には整備場所を決定したいと存じます。資料3ページをお願いいたします。再編・再配置計画では、施設総量の縮減や施設配置の適正化のほか、長期的な視点に立った工法・契約方式の検討として、P P Pいわゆる官民連携手法の導入の検討、また、事後保全から予防保全への転換として、施設包括管理の導入の検討についても、その方向性を示しており、この点につきましても、内部会議で協議・検討を進めましたので、御報告させていただきます。まず、3のP P P導入検討指針の策定についてでございますが、近年、公共施設等の整備や維持管理において、良質なサービスの提供やコスト削減、活気に溢れる地域経済を実現するための手法として、官民連携（P P P）の推進が求められており、地方公共団体においては、国からP P P導入検討のためのルール策定を要請されている状況でございます。それを受けまして、本市では、内閣府の支援を受け、P P P導入を推進するための検討手続き等をまとめた土浦市公共施設整備等におけるP P P導入検討指針を今年度中に策定する予定であり、現在、作業を進めているところでございます。現時点での指針（案）の主な内容については、資料の①対象事業及び事業費規模から③対象手法に記載の内容のほか、検討のプロセスを明確にすることで、様々な民間活力の積極的な活用を推進する仕組み

を構築したいと考えております。なお、PPPにつきましては、③に記載のものを始め、様々な手法がございますことから、参考資料として、現在策定中の指針から抜粋した資料⑦エPPP手法の種類を添付させていただきましたので、後ほど御覧いただきますようお願いいたします。最後に、4の公共施設包括管理についてでございますが、公共施設においては、利用者の安全確保の観点から、施設の状況確認、適切な対応が重要であり、現在、老朽化に伴う施設や設備の不具合の増加等により、所管課の業務負担も増加している状況でございます。そこで、資料下部に図でお示しさせていただきましたが、これまで、課、施設、業務ごとに発注していた点検、保守管理、修繕等の施設管理業務について、複数の施設、業務を一括して包括管理事業者に委託する公共施設包括管理の導入により、施設の品質向上や事務の効率化等を図ってまいりたいと考えております。こちらは、施設の維持管理を民間と連携して行う、官民連携手法の一つとされているものでございます。資料4ページをお願いいたします。以下、概要につきまして、現時点で、

(1) 対象施設は、業務効率化や安全性確保の観点から、小中義務教育学校と地区公民館、(2) 対象業務は、①から③に記載の業務を想定しております。なお、(3) 市内事業者の受注機会確保との記載がございますが、包括管理においては、これまで市内事業者が発注していた業務に関して、市と市内事業者の間に包括管理事業者が入るだけで、包括管理導入後も市内事業者が発注することには変わりはないものの、先行自治体の例にならって、枠内に記載の方法等により、市内事業者の受注機会確保に留意しながら、丁寧に進めてまいりたいと考えております。また、包括事業者は、公募型プロポーザルによる選定を想定しており、包括管理導入に向けた今後のスケジュールに関して、まずは、

(4) 包括事業者向けの公募型サウンディングについての枠内に記載の日程で、プロポーザルにおいて効果的な提案をいただけるよう、公募条件を整理するための意見交換を行った上で、(5) 今後のスケジュール(案)に記載のとおり、市内事業者向けの説明会、契約期間に応じた債務負担行為の設定、公募型プロポーザルの実施等を経て、令和7年度からの業務開始を目指してまいりたいと存じます。以上、雑駁な説明で誠に恐縮ですが、再編・再配置計画に係る各種の取組につきましては、今後も事前委員会等で適宜報告させていただきながら進めてまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問ございますでしょうか。ちょっとボリュームもある中身ですので、またちょっとお読み取りをいただければというふうに思います。それでは、そのほか、市長公室からございますでしょうか。

○船沢市長公室長 特にございません。

○奥谷委員長 ないようですので、委員の皆様から執行部に何かございますか。

○篠塚委員 先日、市長記者会見の中でメタバースについての報告があったと思うんですが、再度どのような状況なのか説明をしていただければありがたいと思います。

○佐々木政策企画課長 御質問ありがとうございます。そうですね。またもともとはメタバースということで、英語でメタが超越した、バー스는ユニバース、宇宙のということで、その造語でございます。それでメタバースといいます。その意味がこのネット上

で3次元の仮想空間を構築するといったもので、この取組、なかなかほかの自治体でもやっていない取組でございまして、今回、昨年度、実は企業様から、自転車のまち土浦として、もっとPRできるようなものに使ってくれということで寄付のほういただいたところでございます。東武トップツアーズさんから300万円と、セイコーマートさんから30万円いただきまして、それを一部財源にして、今回この取組を始めたところでございます。2月16日にプレオープンと2月17日にはフルオープンという形でやらせていただきました。内容といたしましては、新聞等々もかなり取り上げていただきまして、御存知の方もいるかと思いますが、自転車のまちとして、中にアバター、先ほど言ったアバター、自分の分身で中に入って、より実社会と同じような形で、アバターを使っているいろんな所を見に行くというような形で、一番特徴的な部分がほかの民間でやっているメタバースというのは、基本的にそのアプリをダウンロードしてやられるっていうのが結構多い。そうすると、なかなか年配の方はアプリダウンロードすることに抵抗があるという話を聞いたものですから、今回NTTさんの協力を得ながら、アプリをダウンロードせずに、このURLをクリックすると、もう中に入れるという、そういったものを構築したところが大きな特徴の部分でございます。中に入りますと、360度、自転車でリアルに走っている空間を体感できると言いますか、自分でマウスを使って、もしくは携帯であれば自分で視野を変えて、いろんな所を見ながら模擬体験と言いますか、そういうのが体験できる部分ですとか、その隣に行きますと、大きなビジョン、スクリーンで、ドローンを使ったりりんりんロード走っているその様子を感じていただいたり、自転車のまちとしての入口の先に行きますと、特産品の紹介をしつつ、さらにそれぞれのお店のホームページに飛んで、そこから実際購入もできるという仕組みも今回作らせていただきました。2階に行きますと、さらに動画なども使えるようなイベントブースや、企画展ができる所、我々としてはもう1回パトレイバーの企画展なんてできたらいいなと思いつつも、そういった場所も作らせていただきました。今後こういった部分を皆様知ってもらって、活用してもらおうと、そういった取組が必要であると考えております。そのような中で、まず3月の末には、自転車のまちで今進めている中で、健康サイクリングということで、企業様向けに、セミナーをこの空間でやればなというふうに考えているところでございます。その先で、土浦市は高校が多いという特徴がございますので、高校生の方にもぜひこの空間を紹介して、自由に使ってもらえればと、それで企画をいただければと、そのように考えてございます。あとこの場は、より実空間に近いということですので、例えば、本当に講義ですとか、ギャラリーでやっているものですとか、そういったものを取り入れていければと、そのように考えているところでございます。口頭ですみません。以上です。

○奥谷委員長　ありがとうございます。なかなか言葉での説明だけではちょっと分かりづらいかなと思いますので、皆さんもぜひ土浦市のホームページのトップから入ることができますので、お試しをいただければというふうに思います。多分説明を聞いているだけでは何のこっちゃっていうような話だと思いますので、皆さんちょっとチャレンジしていただければというふうに思います。ほかに何かございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、市長公室の皆様は退席していただいて結構です。どうもありがとうございました。

(市長公室退席)

(総務部入室)

○奥谷委員長 それでは、総務部の案件について協議を行います。総務部資料に基づきまして、令和6年度土浦市一般会計予算(案)主要事業について、資料①ふるさと土浦応援寄付事業について、執行部より説明をお願いします。

○北島納税課長 資料は、総務部フォルダ資料①令和6年度予算(案)についてをお願いいたします。本市で実施しておりますふるさと納税事業で、土浦ならではの返礼品を拡充することにより、歳入の確保を図るとともに、地元の特産品を広くPRすることで地域の活性化を図るものでございます。事業の概要でございますが、本市では平成20年に取組を始めておりまして、昨年度、令和4年度の寄付実績は、寄付件数4万567件。寄付額5億838万9,000円となっております。今年度、令和5年度の状況でございますが、昨年12月末時点の金額記載させていただいておりますけれども、現時点で5億5,000万を超えておりまして、昨年実績を上回っている状況でございます。予算でございますが、歳入といたしまして、通常のふるさと納税で、単価1万円を10万件で10億円。それから、教育委員会において、薪能事業で、ガバメントクラウドファンディングにより、50万の寄付を見込んでいることから、10億飛んで50万となっております。歳出は、委託料が主なものとなっております、さとふるや中間事業者への委託料のほか、寄付の受付や受領証明書の発行、10万件分の返礼品の購入や発送等を委託する経費となっております。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○篠塚委員 大分物価高になってきていまして、返礼品が途中で上がったりですね、それから郵送料が上がったりする可能性もあると思うんですが、その場合はどのように対処していくのでしょうか。

○北島納税課長 御質問ありがとうございます。物価高についての御質問をいただきました。また、併せて制度改正なども昨年10月にございまして、必要経費を含めて5割以内に収めなくてはいけないということで、そういった場合ですね、やはり市町村によっては返礼品の金額を、通常3割までの返礼品ということなんですけれども、例えば、2割5分に1万円の寄付に対して、3,000円の返礼品を、2,500円のものに落として経費のほうに回すとか、そういった取組をしている市町村も増えてきているんですけれども、本市の場合は、今のところですね、経費節減に努めまして、これまでどおり、物価高も含めまして、3割の返礼品を送ることができるように、今のところ、運用しているというような状況でございます。

○篠塚委員 詳細は本委員会でお伺いしますが、どうなるか先行き分からない点があるじゃないですか。金額が3,000円の商品ってカタログで選んだ方は、この商品が来るんだと、それが減っていたというとなれば問題になったりするので、その辺も

対応を考えなくてはいけないと思うので、またそれは後でよく聞きます。

○奥谷委員長 その辺の準備も含めて、本委員会をお願いをいたします。ほかに御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料②土浦市情報公開条例の一部改正（案）について説明願います。

○細野総務課長 総務課でございます。土浦市情報公開条例の一部改正について御説明をいたします。資料は②でございます。1 ページが改正（案）の概要、2 ページ以降が改正案文新旧対照表となっておりますが、説明は、1 ページの改正（案）の概要でさせていただきます。この改正（案）につきましては、昨年11月の事前委員会で条例改正を検討している旨、御説明をさせていただきましたが、12月8日土浦市情報公開個人情報保護審査会への諮問の後、パブリック・コメントを実施したものでございます。なお、パブリック・コメントは、お一人の方から4項目について御意見をいただいております。最初に、情報公開制度の目的でございます。条例の第1条に規定されておりますが、市政に関する情報に関して、情報公開を請求する権利を市民に保障することにより、市民の市政への参加を促進するとともに、市民と市との信頼関係の強化を図り、公正で開かれた市政の推進を図ることを目的としております。1番の改正（案）の趣旨でございます。制度の適正な運用拡充を図るために、大きく4点の改正を検討しております。1点目は、情報公開請求権者の適正な公開請求に関する義務規定の追加。2点目は、指定管理者の情報公開に関する規定の追加。3点目として、国の情報公開法に準じるための所要の改正。そして、4点目として、情報公開個人情報保護審査会への諮問に関する規定の追加。以上の4点になります。2の改正の概要について、御説明をいたします。(1)、1点目、情報公開請求権者の適正な公開請求に関する義務規定の追加につきましては、これを定めることにより、制度の目的に合わない不適正な情報公開請求の抑制を図ります。(2)の2点目、指定管理者の情報公開請求に関する規定の追加です。現在の条例では、出資法人、産業文化事業団と農業公社が該当しますが、これら出資法人の情報公開に関する市の支援について規定されております。これを公共施設の管理を行う指定管理者についても、同様の規定を適用するもので、公共施設の管理のために保有する文書、これは業務上作成し、または取得した文書、こういったものに関して、情報の公開、提供が推進されるよう、市が必要な支援を行うという旨を規定するものでございます。つぎに、(3)の3点目としまして、国の情報公開法に準じるための所要の改正で、アからエまでの四つございます。アにつきましては、情報公開の対象となる公文書から販売目的で発行される文書、新聞や雑誌、書籍等について、情報公開請求の対象から除外をするというものでございます。イにつきましては、公文書の中に個人を識別させる氏名、住所等の部分と、行動記録から成り立っている場合、氏名等を削除した上で、行動記録を公開しても、個人の権利利益が害される恐れがない、行動記録だけでは、個人を特定されないときは、行動記録の部分を開示するということを明記するものでございます。例としまして、申請書や会議の議事録の情報公開があった場合に、そこに記録された住

所、氏名、役職等を除けば、個人を特定されない、権利利益を害する恐れがないと認められるときには、氏名等の部分を黒塗りにして公開することになります。現在、実務上はそのような運用をしておりますが、これは国に倣って明記をするものでございます。ウの情報公開決定期限の延長手続きに関する改正につきましては、通常、情報公開決定の期限というものは、請求の翌日から14日以内となっておりますが、これを延長できる理由をやむを得ない理由から、事務処理上の困難、その他正当な理由に厳格化いたします。また、公開決定期限の特例延長の通知期限、この特例というのは、公開請求に係る文書が著しく大量であるような場合ですが、この時の延長するという通知の期限を30日以内から14日以内に短縮を行うものでございます。現在でもそのような形で運用で実施しております。最後のエの電磁的記録の公開の実施方法等の明記につきましては、電磁的記録、例えば音声データ、映像データなどがありますが、その種別を勘案しまして、公開する際の実施方法を定め、作成等に要した費用の負担について、明記をするものでございます。つぎに、(4)4点目になります。これは昨年、の事前委員会での説明の後に追加した項目になります。情報公開個人情報保護審査会への諮問に関する規定の追加になります。この審査会は、情報公開決定等について、行政不服審査法に基づく審査請求があった場合に、審査会に諮問をすることになっておりますが、この条例の規定の改正や運用上の細則、情報の公開に関する重要事項についても、専門的な知見に基づく意見を聞く必要があるときには、審査会に諮問ができるという規定を追加するもので、今年度制定した個人情報の保護に関する法律施行条例の中でも同様の事項が定められておりまして、情報公開についても、審査請求事件以外のものについても審査会の諮問を行う根拠を条例上、明確にするものでございます。3番の施行期日ですが、令和6年の4月1日を予定しております。説明につきましては、以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○篠塚委員 次回の委員会で資料を提出していただきたいのですが、まず一つ、パブリック・コメントに出された意見を出していただきたいと思います。それからもう一つ、土浦市情報公開個人情報保護審査会のメンバーの方はどういう構成でやっていくのか、お名前等は難しいと思うんですが、できる範囲で出していただければと思います。以上です。

○細野課長 分かりました。

○奥谷委員長 それでは、次回の本委員会までに御準備をいただければと思いますので、パブリック・コメントで出された意見と、あとは審査会のメンバーについて、御準備をお願いいたします。ほかに御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料③土浦市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正(案)について説明願います。

○塚本人事課長 人事課でございます。それでは、資料③土浦市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例(案)について、御説明を申し上げます。

1番の一部改正の理由でございますが、本案につきましては、本年1月19日付で、地

方自治法施行令等を改正する政令が公布されましたことから、土浦市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例で引用してございます同施行令の条文に条ずれが生じたため、所要の改正を行うものでございます。2番の改正の内容でございますが、内容といたしましては、土浦市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例第2条で引用してございます地方自治法施行令が、ただ今申し上げました改正により条文が繰り下げられたため、それを改めるものでございます。具体的には記載のとおり、条例第2条中の第173条第1項第1号を、第173条の第1項第1号に改めるというものでございます。3番施行期日でございますが、地方自治法施行令等の一部を改正する政令の施行日に合わせて、令和6年4月1日でございます。なお、2ページは条例の改正案文、3ページは新旧対照表となっております。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 つぎに、資料④土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（案）について、説明願います。

○塚本人事課長 引き続き、人事課長でございます。資料④の御用意をお願いいたします。土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。1番の改正の理由でございますが、市役所本庁舎には労働安全衛生法に基づきまして産業医を選任してございますが、その報酬につきまして業務量や、規模を踏まえた報酬に見直すものでございます。この報酬の基準につきましては、茨城県医師会が示す基準について、土浦市医師会を通じて示されているところでありまして、本市の本庁舎、そして外部施設も含むと、産業医が担当する職員の規模では、月額10万円となるところでございます。これまでにつきましては、市役所と社会福祉協議会が隣接しておりますことから、産業医の負担を軽減するという意味で、面談等の日程を市と社協同日とすることといたしまして、市と社会福祉協議会を合わせて月額10万円として、市の負担分は月額6万円ということで負担をしていたところでございます。しかしながら、近年、過重労働者、いわゆる長時間の時間外勤務者に対する産業医の面談指導や、療養休暇を取得していた職員が職場に復帰する際の職場復帰プログラムのための、産業医の面談指導等が増加してございまして、産業医の業務量が従来よりもかなり増加傾向にあること、そしてこれらの事由によりまして、これまで社会福祉協議会と同日に行ってきた面談等が同日に行えなくなってきたというようなことを踏まえまして、市役所単体で土浦市医師会が示す基準に報酬額を見直すものでございます。2番の改正内容でございますが、条例の別表第1に示してございます市産業医を本庁舎産業医、消防本部産業医、学校産業医の三つに分割いたしまして、このうち、本庁舎の産業医の月額報酬を10万円とするものでございます。3番の施行期日でございますが、令和6年度の報酬から改定をするため、令和6年4月1日が施行期日となります。なお、2ページは条例案文、3、4ページが新旧対照表となっております。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 つぎに、資料⑤土浦市職員の給与に関する条例の一部改正（案）について説明願います。

○塚本人事課長 それでは資料の⑤をお願いいたします。土浦市職員の給与に関する条例の一部改正（案）につきまして、御説明を申し上げます。1番の一部改正の理由でございますが、市職員の定年年齢につきましては、令和3年の地方公務員法の改正により、令和5年度から段階的に引き上げられることになり、今年度60歳に到達した職員は、定年年齢が61歳となったところでございます。これに伴いまして、60歳到達後の最初の4月1日までに管理職以外の職に降任する、いわゆる役職定年と言われるように、非管理職になります。一方、給与についてでございますが、これまでの給与の7割が支給されるということになります。昇給につきましては、これまでの再任用職員と同様に、昇給しないこととするため、所要の改正を行うものでございます。つぎに、2番の改正内容でございますが、ただ今申し上げました60歳に達した日以降における、最初の3月31日を超えて在籍する職員、つまり、従来の定年年齢である60歳になる年度を超えて在籍する職員につきましては、昇給しない旨の規定を設けるものでございます。3番の施行期日でございますが、従来の定年年齢である60歳になる年度を超えて在籍する職員が存在する年度となります令和6年4月1日でございます。なお、2ページは、条例の改正案分、3、4ページは新旧対照となっております。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 つぎに、資料⑥法務専門官の任期の更新等について説明願います。

○細野総務課長 総務課でございます。法務専門官の任期の更新等について、総務課と人事課から御報告をいたします。資料については、⑥でございます。1番の趣旨でございます。弁護士資格を有する法務専門官については、各部局の現場において、法的観点からの迅速な検討と対応が必要となる場面が増えている状況から、外部人材登用を積極的に進める市長の方針によりまして、令和4年の4月から2年間の任期で採用をしております。3月末で任期満了となりますが、これまでの勤務実績及び法律相談案件などの継続性を考慮しまして、令和7年3月末までの1年間、任期を更新するものでございます。2番には法務専門官の経歴を記載しております。中野正文弁護士35歳で、第1東京弁護士会に所属しております。職歴は記載のとおりでございます。令和元年9月司法試験に合格しまして、弁護士登録は令和2年になります。3番の任用の根拠になります。土浦市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例に基づきまして、高度の専門的な知識経験、または優れた識見を有する者を特定任期付職員として任用しております。第6条により、採用した日から5年を超えない範囲内において、その任期を更新することができるものとされております。4番の勤務実績です。表のとおり、職員の相談、法律相談、条例等の例規審査、職員への法務研修、その他と大きく4項目に分けて実績を記載いたしました。件数につきましては、令和5年は1月末の時点で、令和4年度を超えておりまして、顕著な功績であるとともに、その他の実績にありますように、

職員の不正事件、各種審査請求事件など、専門的見地から対応をいただいております。弁護士が庁内に常駐していることによりまして、法令上の課題や、ちょっとした疑問でも、日常の業務の中で、すぐに相談することができることで、問題を抱え込むことなく、迅速な対応が可能となったり、共に検討をし、解決していくことで、職員にも法的なもの考え方が浸透し、法的問題を発見、検討する能力を向上させることができたと感じております。つづきまして、2ページを御覧願います。外部人材として、警察職員OBの登用について御報告をいたします。1番の職員相談事業については、長年、警察行政で培ってきた経験や知識を生かせる警察職員OBの方をリスクアドバイザーとして、令和4年7月から実施しているところでございます。主に業務遂行上の困難事例、これは下の米印にあります、ハラスメント事案やハードクレマーへの対応、行政課題等について相談対応をさせていただいております。(2)の方法につきましましては、課長級から指定制によりまして、各課が抱える対応困難事例について、順番に相談日を設けて実施しておりますが、緊急に対応が必要なものにつきましましては、希望により相談を実施しているところでございます。この4月からの相談日はこれまでの月2回から4回に拡大して実施をいたします。つづきまして、2番のリスクマネジメントの推進につきましまして、御説明をいたします。今年度、職員による不正アクセス事件や会計年度任用職員による住民記録の不正閲覧、持出し事件等があり、市民、議員の皆様には大変な御迷惑をおかけしました。申し訳ございませんでした。このように業務を遂行する過程におきまして、このような不正やミスなどのリスクをあらかじめ想定し、その影響を最小限に抑えるための防止策を検討し、実施することで、事務の適正な執行を確保する取組を行ってまいります。(2)の方法につきましまして、リスクマネージャー、職員の相談対応をしている警察OBの方なのですが、この方を講師に迎えまして、共通理解を図るための講義形式の研修を行いまして、その後、各課においてリスク一覧を作成し、それに基づきまして、リスクマネージャーとの面談を行いまして、適切な対応策を講じていきます。これによりまして、(3)に記載しておりますが、効率的、効果的な業務執行、組織としてチェックできる体制づくりの構築などが図られるものと考えております。この取組につきましましては、地方自治法の改正によりまして、令和2年度までに都道府県と政令指定市に義務付けられております内部統制制度の取組を参考にして実施するものでございます。説明は以上になります。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料⑦土浦市債権管理基本方針について、説明を願います。

○北島納税課長 土浦市債権管理基本方針について、御説明のほうさせていただきます。この基本方針につきましましては、本市が保有する各種債権の収入未済額の早期解消に向けて、対応方針の基本的な考え方や今後進める具体的な取組を示したものでございます。昨年の12月議会時の事前総務市民委員会におきまして、案として、事前にお示しをいたしまして、御説明をさせていただいた内容と同じものになりますが、今般、正式に策定となりましたので、改めて御報告をさせていただくものでございます。それでは改め

まして、基本方針の概要について簡単に御説明のほうさせていただきます。資料の３ページを御覧ください。はじめに、この基本方針の策定の背景と目的といたしましては、本市が抱える各種債権については、下から２段落目以降にありますとおり、税以外の債権については、各課が個別に管理しており、各種手続きの判断基準が統一されていないなどの理由から、収入未済額の早期解消に向けた全庁的な対応が急務となっているため、今後、この基本方針に基づき、全庁一丸となって取り組み、債権管理の適正化を推進するものでございます。つぎに、４ページから９ページにかけましては、債権管理の概要を取りまとめております。前回の事前委員会の際、パワーポイント資料で御説明をさせていただいた部分でございます。こちらについては、後程御覧いただければと存じます。つぎに、１０ページから１１ページにかけまして、本市の債権管理の現状及び課題について取りまとめをしてございます。現状につきましては、１０ページのグラフにございますとおり、令和に入ってから税及び料を除く、未収金債権残高は、全体ではおおむね１２億円台の規模で推移しておりまして、縮減に向けた対策が必要となっております。つぎに、課題でございますが、その下の（２）にございますとおり、大きく２点が挙げられ、１点目は、債権管理事務を適切かつ効率的な執行にするためには、職員が組織的に債権管理に対応できる環境や体制を整備する必要があり、併せて債権管理に関する事務手続きの実施に関し、体系的に統一した見解や基準を設定する必要があるとございます。２点目は、１１ページのイになりますが、徴収が事実上困難であると認められる債権については、事務の効率化の観点から法令にのっとり、消滅させた上で不納欠損を行い、その下、債権の管理を終了するのが合理的と考えられますが、徴収が困難な私債権について不納欠損を行うためには、権利の放棄について、議会の議決を受けなければならないことから、これらを適正かつ円滑に放棄できる環境を整備する必要があります。以上のことを踏まえまして、１２ページから１４ページにかけまして、債権の収入未済額の早期解消に向けて実施する取組を取りまとめてございます。まず、１２ページを御覧ください。一つ目の取組といたしまして、令和４年度に策定した、土浦市債権管理マニュアルを参考に各課において債権管理部署の助言や指導のもと、体系的に統一した債権管理事務を執行いたします。併せて職員研修を通じて、債権管理事務に対する職員の知識及び技術の向上を図ってまいります。つぎに、１３ページの下段になります。二つ目の取組といたしまして、今年度設置いたしました庁内の連絡調整会議を活用して、各課の債権管理に係る情報共有や課題整理を行うとともに、債権管理に関する取組を全庁的に推進してまいります。つぎに、１４ページにかけてになりますけれども、三つ目の取組といたしまして、各課で対応が長期化している債権については、債権管理部署へ移管、集約して徴収を行ってまいります。つぎに、四つ目の取組といたしまして、徴収努力を尽くしても、徴収が事実上困難と認められる債権のうち、不納欠損を行うため権利の放棄の議決が必要なものについては、納税課債権管理室で統括のもと、各課において必要な手続きを行ってまいります。最後に、五つ目の取組といたしまして、債権管理の適正化及び効率化をより一層推進するため、債権放棄に関する基準を含めた債権管理条例の制定に向けた検討を行ってまいります。債権管理基本方針の概要についての説明は以上で

ございます。なお、この基本方針につきましては、来月の議会初日の全員協議会において全議員の皆さんに報告する予定としてございます。以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 その他、執行部からございますでしょうか。

○塚本総務部長 その他ございません。

○奥谷委員長 ないようですので、委員の皆様から執行部に何かございますでしょうか。

○篠塚委員 他市の例ですが、議員によるハラスメントが話題になったこともあるんですが、市の職員に対してですね、いろいろなハラスメント事例に関するようなアンケートを取るとか、そういうことは考えてますでしょうか。

○塚本人事課長 マニュアルは作ってはございますが、アンケートについては、今現在は特に考えてございません。

○篠塚委員 大きな問題はないということで捉えてよろしいんでしょうかね。

○塚本人事課長 大きな問題というか相談は幾つか人事課ほうにも寄せられてございまして、対応は取っているところでありますが、やはり同じ部署内というのが多いものから、なかなかそれを、今後一緒に仕事をしていく上で、大きな問題にするというのが、被害者側がなかなか大きな声で言えないというところがございまして、そのあたりは今後検討材料といたしまして、ハラスメントのない職場環境を目指して、取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○奥谷委員長 今の件ですけれども、ハラスメントといっても、職場内のハラスメント、あとは外部からのハラスメント、いろんな形のハラスメントがあると思いますので、その辺りもちよっと踏まえて、今後、検討できるものがあれば、御検討いただければというふうに思います。

○塚本人事課長 ただ今の奥谷委員長のほうからございました外部からのハラスメントをという部分につきましては、先ほど総務課長のほうから御説明申し上げました警察官OBの外部の人材の登用というところで、具体的にそういうようないわゆるカスハラと言われるようなカスタマーハラスメント、そういった事例があればですね、直接相談をするということで対応を早急に取り組んでいくという相談体制を整えたところでございます。よろしくお願いします。

○奥谷委員長 潜在的に抱えているものが、職員の中にあるのであれば、それを出せる環境というのにも必要かなというふうに思いますので、御検討いただければというふうに思います。ほかにございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 それでは、ないようですので総務部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れ様でした。ありがとうございました。

（総務部退席）

（休憩：午後0時5分）

（再開：午後1時）

(市民生活部入室)

○奥谷委員長 それでは再開をさせていただきます。市民生活部の案件について協議を行います。市民生活部資料に基づきまして、令和6年度土浦市一般会計予算(案)、主要事業について、資料①ア地域公民館整備事業について、執行部より説明願います。

○佐野市民活動課長 それでは、資料①ア令和6年度予算(案)についての地域公民館整備事業をお願いいたします。この事業は、町内会等の地域活動や交流の拠点となります地域コミュニティ施設、公民館の新築等に要する経費の一部を補助することによりまして、地域住民の連帯感、コミュニティ意識の高揚を図っていくものでございます。令和6年度は、事業概要にも記載がございますとおり、建替えが乙戸町の1件、用地の取得が都和一、四丁目の1件を予定しており、それぞれ建替えが2,000万円、土地の取得が280万円、合計で2,280万円の補助金の交付を予定しております。また、本事業についての実績でございますが、令和5年度末までに、新築、改築が45件、増築修繕が52件の補助を行ってまいりました。しかしながら、集会施設を所有していない町内会が7町内会あることや、建築後35年が経過する公民館が全体の約40パーセントあることから、今後も各町内会からの要望が予想されます。そのようなことから、この地域公民館整備事業につきましましては、地域公民館を拠点として、地域の連帯感及びコミュニティ意識の醸成を図り、さらなる地域コミュニティの活性化を図るため、引き続き実施してまいりたいと考えております。説明につきましましては、以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料①イ自転車乗車用ヘルメット購入費補助事業について説明願います。

○中山生活安全課長 それでは、資料①イの自転車乗車用ヘルメット購入補助について、御説明させていただきます。まず、事業の目的でございますが、改正道路交通法の施行に伴いまして、令和5年4月から自転車乗車時は着用の努力義務化がされました自転車乗車用ヘルメットの着用率向上のため、購入の補助を行うものでございます。予算額は80万円を計上しております。事業の概要でございますが、対象者は、ヘルメット着用率が特に低い高校生と65歳以上の市民とさせていただきます。SGマークなど安全基準を満たした自転車乗車用ヘルメットで、市内で購入したものととなります。補助率につきましましては、購入金額の2分の1、上限2,000円。80万という予算額は、2,000円の補助に対しまして400人分ということになります。今後の予定といたしましては、ホームページなどで広報するとともに、交通安全教室などで乗車時は積極的に着用するよう周知してまいります。期待される効果といたしまして、この補助をきっかけとして、着用率向上をはじめとする自転車の安全利用意識の高まり、事故の発生と被害の軽減に結びつけばということで期待しております。以上でございます。よろしく申し上げます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か質問はございますか。

○篠塚委員 次回の予算決算分科会の時でいいですが、新規事業なので、申込み方法や購入までの手続きとかそういうものがあつたら出していただきたいのが一つ。それから、

ヘルメットの安全の基準は3年間だったような気がするんですが、3年経ったらまた再申込みができるのか、その辺も考えているのか、次回でいいので、説明をお願いします。

○中山生活安全課長 了解いたしました。用意させていただきますので、よろしくお願いします。

○奥谷委員長 それでは、資料のほうよろしく願いいたします。ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料①ウ清掃センターごみクレーン外整備事業について、説明をお願いします。

○羽成(健)環境衛生課長 環境衛生課でございます。引き続き、環境衛生課の令和6年度予算の主要事業、清掃センターごみクレーン外整備事業につきまして、御説明申し上げます。資料につきましては、資料①のウになります。本事業につきましては、清掃センターの計画的な設備更新を実施することにより、安定的施設稼働の継続を目的とするものでございます。事業概要でございますが、御案内のとおり、清掃センターにつきましては、平成4年の稼働開始以降、定期的な整備工事や、基幹的整備改良工事などにより施設延命化を図ってまいりましたが、老朽化がかなり進んでおり、突発的な修繕も絶えないところでありまして、本年度も回転式破砕機などの更新工事を実施させていただいているところでございます。この度は、平成28年度から30年度にかけて行いました基幹的設備改良工事の際、実施対象外であった主要設備の中で、老朽化の著しい機器類の更新整備を、令和6年度から8年度にかけ、3か年で実施するものでございます。工事の予定箇所でございますが、事業概要の図が小さいので、別途施設のパンフレットをお配りさせていただきました。併せて御覧いただければと存じます。パンフレットのほうのページは、3ページ、4ページ、9ページ10ページとなっております。予定箇所につきましては設備の使用状況などを踏まえまして、施設の設計施工業者とともに、内容や優先度を精査いたしまして、特に老朽化が著しく、優先度の高いごみ焼却施設の八つの設備と、粗大ごみ処理施設の五つの設備、合わせて13の設備に限定をいたしました。図を御覧いただきますと丸で確認をした部分でございます。ただ、限定しました13の設備のうち、監視操作盤類、また電気設備類など、図に記載のない設備が五つございますので、囲み箇所のほうは八つになっておろうかと思えます。この中で大きい工事となりますのは、ごみ焼却施設の図の左上にございますごみクレーン。このクレーンはピットの中で燃えやすいごみ、燃えにくいごみを混ぜまして均一化して、投入口へ運ぶというものでございまして、2基ございます。それから、同じ図の下中央にあります灰クレーン、これは焼却灰、焼いた後の灰を搬出トラックへ積み込むためのもので1基でございます。そして、粗大ゴミ処理施設の図左上にございます粗大ごみクレーン、これは粗大ごみのピットから破砕機のコンベアのほうへ運ぶためのものでございまして、1基あります。またこれはクレーンの遠隔集中制御に係る監視操作盤類や各種電気設備類、こういったものが主な工事となっております。全体事業費のほうは17億2,658万2,000円となりまして、継続費を併せて設定するものでございますが、令和6年度予算では、工事に係る施工管理業務の年割額、33万円を計上させていただいて

おります。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、御意見、御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 つぎに、資料２土浦市印鑑条例等の一部改正（案）について説明願います。

○羽成（信）市民課長 それでは、土浦市印鑑条例等の一部改正（案）について御説明いたします。条例改正の趣旨は、国による自治体行政のデジタル化により、印鑑登録システムの標準仕様が国から示され、全国統一の様式の標準化に伴い、土浦市印鑑条例の改正をお願いするものでございます。また、マイナンバーカードでは、令和５年１２月１５日より、暗証番号の設定が不要な顔認証マイナンバーカードが導入され、証明書の申請や交付の条件等を整理し、さらに、市民の方が自分自身による証明書の申請や交付ができる自動システムらしく窓口証明書用端末機を導入するため、関係する条例の改正をお願いするものでございます。２の条例の改正箇所は、土浦市印鑑条例の一部及び土浦市手数料条例の一部となります。土浦市印鑑条例の第４条、第１３条、第１６条、第１８条の改正となります。また、土浦市手数料条例の別表第１の８が改正箇所となります。改正内容でございますが、土浦市印鑑条例では、土浦市印鑑条例等の一部改正の第１条から第３条までは、印鑑登録に関する照会書の標準化に伴い、回答書の様式が全国統一となることから、文言を修正いたします。また、印鑑登録に関する照会書の仕様が登録申請の確認のみとなることから、現在使用している申請及び届け出から照会に関わる項目を削除いたします。マイナンバーカード関係では、顔認証マイナンバーカードの導入により、個人番号カード用利用者証明書用電子証明書が記録されておりますが、暗証番号が設定されていない個人番号カードが存在することとなったことから、窓口でマイナンバーカードを提示して、印鑑登録証明書等の交付についての条件を明示いたします。つぎに、市が来年度から導入するらしく窓口証明書端末機を設置するため、条件の一部を削除いたします。土浦市手数料条例につきましては、土浦市印鑑条例等の一部改正の第４条で、市が来年度導入するらしく証明書用端末機を設置するため、条件の一部を削除いたします。条例の施行日は公布の日から施行します。ただし、第２条の規定は令和６年４月１日から施行となります。資料の３ページから４ページは、条例案文となります。また、５ページから１４ページが新旧対照表となりますので、後程御確認ください。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 つぎに、資料３土浦市男女共同参画センター条例の一部改正（案）について説明願います。

○福原人権推進課長 人権推進課です。資料３をお願いいたします。土浦市男女共同参画センター条例の一部改正（案）についてでございます。まず、改正の主旨でございますが、現在、土浦市男女共同参画センターは、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始を休館といたしております。そのような中、当センターの土曜日

における利用者は、ほぼ皆無な状況であり、働き方改革やライフワークバランスの観点から、来年度より、土曜日を休館とすることに伴い、土浦市男女共同参画センター条例の一部を改正するものです。なお、土曜日を休館とし、職員の勤務は行いませんが、他の休館日同様、貸館業務のみ、委託により行うことから、市民サービスの低下にはつながらないと考えております。つづきまして、改正の内容についてでございます。まず、大きな変更点といたしまして、休館日の条文に土曜日を加えております。つぎに、今回の改正に伴い、他の多くの公の施設に関する条例に合わせた条文の改正と文言の整理をいたしております。詳細につきまして、新旧対照表で説明いたします。4ページをお願いいたします。まず、第2条ですが、施設だけではなく、付属設備の利用の許可を明記いたしました。つぎに、第3条ですが、第1項に休館日に土曜日を加えております。また、第2項として、年末年始を除く休館日であっても施設等の利用ができることを明記いたしました。第4条は、文言の修正で、第5条から第7条でございますが、改正前の第5条第2項に規定する不許可の場合が、改正前の第7条を特例利用（こちらは、使用料をいただいて使用する場合）にも適用されることが分かりにくいことから、整理をいたしております。第5条ですが、見出しを利用の許可等とし、第1項で許可についての規定、第2項で特例利用ができる場合を規定、第3項として許可に条件を付することができる旨を明記いたしました。第6条は、改正前の第5条第2項で定める利用の不許可について、第6条で定めております。第7条は、改正前の第6条で定める使用料の規定を第7条で定めております。第8条は、文言の修正と、第2号の規定が第1号の規定と重複するため、削除いたしました。第9条は、文言の追加と他の多くの公の施設に関する条例に合わせた条文の改正でございます。第10条は、利用停止の場合の原状回復は、想定されないことから規定を修正いたしました。第11条は、文言を修正し、賠償額の減免の規定を追加いたしました。また、別表につきましては、表題の削除と文言の修正をいたしております。施行日でございますが、令和6年4月1日となります。説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 つぎに資料4 令和5年度土浦市一般会計補正予算（第10回）（案）について説明願います。

○羽成（健）環境衛生課長 環境衛生課でございます。つづきまして、環境衛生課の令和5年度第10回補正予算（案）につきまして、御説明申し上げます。資料4を御覧いただきたいと存じます。こちらの補正予算は昨年度も同様をお願いしたものでございますが、市営斎場の運営にかかる指定管理委託料の増額補正となっております。補正理由でございますが、まず、本委託料の算出に当たりましては、御承知のとおり、施設の運営経費から火葬場、式場などの利用料金収入を差し引いた見込みとなっております。利用料金収入につきましては、緊急事態発令以降大幅に減少しており、コロナが落ち着いてまいりました現在におきましても、特にお通夜のほうの式場利用、こちらが当初想定を大きく下回っているというところでございます。そのような中、電気、ガスの

料金につきましては、政府の緩和措置などにより、昨年度と比べますと、若干価格は低下しておりますが、ウクライナ情勢などを背景としましたエネルギー価格高騰の長期化を受けまして、依然として高水準で推移していると、そのような状況でございます。電気、ガスにつきましては当施設の性格上、大きく減らすことができない固定費でございます。その使用料は、指定管理者募集時の見込み量とほぼ同程度で推移してございます。指定管理者からもこのままですと採算が見込めず、管理運営が非常に困難になるといったことから、基本協定に基づきます指定管理料変更の申し出が提出されたところでございます。つきましては、資料3の各種料金及び使用料に記載いたしましたとおり、本市が指定管理者募集時に想定しました、電気、ガス、それぞれの料金と、今年度の見込み料金との差額について、補填を行いたいと考えてございます。補正予算額につきましては2番にございますように、斎場費におきまして、指定管理に係る委託料を524万円の増額補正をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○柳澤委員 先ほどの補正予算額、エネルギー価格の高騰の部分についてなんですけれども、高い水準で推移しているというふうなお話だったんですけど、実際そうだと思いますし、この補正額自体は向こう何年分ぐらいをカバーできるような額になっているのかとか、そういったものってのはあるんでしょうか。

○羽成（健）環境衛生課長 今回の補正予算額につきましては、令和5年度にかかる分の補填となっております。現在の指定管理につきましては、令和4年度から5年間の契約となっております。年割額がもう決まっているような状況でございますので、今後電気、ガスの料金、同じ水準で推移していきますと、次年度以降も同じような形で、補填のほうをお願いしてまいりたいようなことになろうかと、そのように考えてございます。

○奥谷委員長 ほか、ございますか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 つぎに、報告事項に移ります。資料5個人情報持出事件について説明願います。

○羽成（信）市民課長 先日2月9日に報道がありました個人情報持出し事件について、御報告いたします。市民課所属の会計年度任用職員が、昨年10月、職務とは関係なく、市の住民記録にアクセスして、市内居住の知人の住所や氏名、生年月日等が記載されたデータを印刷し、市役所外に持ち出し、知人本人へ手渡した事件がありました。この知人の元配偶者という人から昨年12月17日、市に連絡がありまして、個人情報の持ち出しが発覚いたしました。市民課では、会計年度任用職員から事情聴取し、知人から戸籍の手続きをしたいと聞き、資料を持ち出したことを確認いたしました。これらの事実を踏まえ、会計年度任用職員につきましては、2月9日付で停職1か月と20日の懲戒処分を受けております。また、同日付で依願退職をしております。併せて、市民課長は厳重注意の懲戒処分を受けております。今後、課内全職員を対象に、個人情報の研修を実施するほか、業務を処理する際、必ずログイン及びログオフを確実に行之、自分が対

応した業務に責任を持つよう周知するなど、再発防止に努めるとともに、法令遵守と適正な事務に取り組んでまいります。誠に申し訳ございませんでした。以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○篠塚委員 市の職員は当然個人情報保護に関する規定があると思うんですが、再任用またはほかの職員に対しての個人情報に対する規約等の申合せ事項などの書類は交わしたりはしているんですかね。

○羽成（信）市民課長 採用する際、市のデータとか、それについては誓約書というような形で会計年度任用職員と契約をしまして、届け出を受けております。それに基づいて業務を行っているというようなことでございます。

○小坂委員 今申合せの、契約書のようなものを交わしているということですが、例えばそれは法的な根拠はあるんですかね。もし、例えば、辞めざるを得なくて辞める場合もあるかもしれないし、例えば、裁判なんかなったときに、それが根拠になれるのかどうか。今後、ほかのことでも出てくるだろうと思うんだけど、きちんと裏付けがないと、多分、問題が起こったときに大変かなと思いますので、そういう点についてよろしいですか。

○羽成（信）市民課長 会計年度任用職員も準公務員という形になりますので、地方公務員法及び関係する業務、今回の場合は、個人情報保護法、また、住民基本台帳法、あと戸籍法、それに基づく規定、法律に違反するかどうかというような形で、処分になります。それも今回の件につきましては、警察及び顧問弁護士等に相談しておりまして、今回本人の顛末書が提出されて、本人も認めているということですので、今回こういう処分となりました。以上でございます。

○小坂委員 私が聞きたかったのは、罰則の規定というのはあるのかどうかということです、具体的に。

○羽成市民課長 罰則につきましては、今回の罰則も、人事課のほうの罰則規定というような形になります。それで準公務員との扱いとなりますので、職員と同様、懲戒処分及び訓告、戒告、同様に行うような形になります。

○小坂委員 ちょっとよく分からないので教えて欲しいんですが、例えば、訓告とか戒告とか受けてですね、処分が終わりましたということは、もうその時点で無罪ということで、その後、例えば、職務を遂行してもそれは構わないという、そういう解釈でいいんですかね。

○羽成（信）市民課長 今回、処分については、刑事告訴するのか行政処分かというような形になっておりまして、今回の案件につきましては、刑事処分というか、そちらのほうは対象外だということで警察のほうから指導を受けまして、行政処分というような形になっております。案件によってまた違ってくると思いますので、今回の場合はそういう形になっております。

○柳澤委員 今回の件で再発防止の策というふうなことでしょうか。業務を処理する際、ログイン及びログオフを確実にいたしますというふうにあるんですけれども、ということは、今回は個人情報のデータを印刷したっていうのは、この印刷した人はほかの人のロ

グインしているパソコンを見て、そこからアクセスしちゃったってということでしょうか
○羽成（信）市民課長 おっしゃるとおりでございます、今までは早く出勤した職員が、主に今回も新採の職員が、全てのパソコンを立ち上げていたんですね。それで、みんな共有、今回のパスワードもＩＤも新採の職員のパスワードとＩＤが記録に残っていました。ですので、市民の方の住民票とか印鑑登録とかというような業務は必ずその人が終わったらログイン、ログオフを徹底するような形にしております。以上でございます。

○奥谷委員長 ほか、いかがでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 つぎに、資料６第三期土浦市生活排水対策推進計画の策定について、説明願います。

○日高環境保全課長 環境保全課でございます。よろしくお願いいたします。資料の⑥第三期土浦市生活排水対策推進計画の策定について、御説明申し上げます。昨年１１月、事前の総務市民委員会におきまして御説明いたしました第三期土浦市生活排水対策推進計画につきましては、パブリック・コメントを１２月６日から１２月２７日まで実施いたしました結果、１９件の御意見が寄せられました。この御意見等も踏まえまして、総務市民委員会からは、滝田委員に御参加をいただいておりますが、先週の２２日に開催いたしました環境審議会において御協議をいただき、本年度末に策定することができるよう準備を進めているところでございます。そのようなことから、来月３月の２２日に環境審議会会長から市長に答申を行った後、委員の皆様には、速やかにサイドブックスにてお配りいたしますのでよろしくお願いいたします。また、資料はございませんが、もう１件、口頭にて御報告させていただきます。本年１月１日付けで、メールにて御報告いたしました水資源機構霞ヶ浦用水管理所の工事排水の放流につきましては、中貫都市下水道への放流計画を取り止め、茨城県が管理する流域下水道の管へ直接放流し、下水処理場で水処理を行う計画に変更し、１月１０日から放流を開始し、１月３１日に放流を終了しております。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 そのほか、市民生活部からございますでしょうか。

○真家市民生活部長 ございません。

○奥谷委員長 ないようですので、委員の皆様から執行部に何かございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 ないようですので、市民生活部の皆様は退席していただいて結構です。以上で総務市民委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。